

Title	ミン・シュン・リー 一六九六年から一六九九年までの貨幣大改鑄
Sub Title	Ming-Hsun Li: The great recoinage of 1696 to 1699
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.5 (1964. 5) ,p.432(70)- 439(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19640501-0070
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640501-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ミン・シュン・リー
『一六九六年から一六九九年
までの貨幣大改鑄』

Ming-Hsun Li: The Great Recoinage of 1696 to 1699.
London, 1963. 260 pp.

飯田 裕 康

近代的信用制度の確立期とみなされる十七世紀は、単に平穩無事に過ぎたというわけではない。それは、イングランド銀行一行が一六九四年に設立されたことをもって達成されたというわけのものでもない。十七世紀、とりわけ最後の十年間は、貨幣・信用制度の側面からみるかぎりでも、激動の時代であった。信用制度の不備は、勃興する産業資本家の活動にとって、大きな障害となったばかりか、イギリス資本主義の再生産構造を大きくゆすぶった。いわゆる重商主義的な貨幣・信用政策が、基本的には、産業資本の育成という方向をとったものでありながら、そこに多くの偏差の生ずる理由は、直接、この時代の貨幣・信用制度の不安定性を表現するものであったとみてさしつかえないであろう。いかえれば、近代的信用制度の生成は、原始的蓄積にとっては、あるときはプラスの、あるときはマイナスの効果を交互に及ぼしつつ完成されたものであり、産業資本の確立へ直線的に進んだというものではなかった。それらの若

干の点については、すでに多くの貴重な論稿が明らかにしており、そのような研究のなかから明らかにされるところは、イングランド銀行が必ずしも、唯一のこの時代の信用制度確立のメルクマールとはなりえていないこと、いかえれば、信用制度自体のもつ矛盾を、イングランド銀行が一身に体現し、顕著に表出していたにすぎなかったということである。すなわち、イングランド銀行成立と並ぶ重要な信用問題が、この時代の経済的課題であった。この点については、土地銀行論に於ける杉山忠平氏の詳細な研究がわれわれに示しているところであり、また、本書は、「貨幣改鑄」という視角からこうした問題の一端をあきらかにしようとする。
リー氏が直接分析の対象とした一六九六年から九九年にかけての時期は、それにさきだつ数年間とともに、貨幣経済という見地からすると多くの緊急に解決さるべき問題を含んだ時期であり、一般には、この時代がインフレーションの時代であるとされているほどである。⁽²⁾ 例えば、『イングランド銀行史』の著者、サー・クラッパム教授は、「通常インフレーションを示す徴候は一六九六年の沈滞と紛糾が始まる前、すでに一六九五年に現われていた。」とのべているのである。しかもこうした状態は単に商品価格の高騰という要因のみならず、銀貨や金貨、あるいはそれらの地金の価格の騰貴をももたせており、その価格の変動が国際経済関係に大きな影響を及ぼし、さらにそこに紙券類が追加されることで、事態を一層複雑な方向に走らせていた。この時期が真にインフレーションの時代であるかどうかは問題があるにしろ、⁽³⁾ともかく貨幣状態がトレイド (Trade) に

とって好ましくなかったということは否めない事実であった。貨幣の改革はトレイドを盛んにするという初期産業資本の要求にとって必須の課題であり、多くの方策が提案・論議された。それらの諸解決策の一つとして、貨幣改鑄は議論的となったのである。リー氏は、この問題の解明を、先ずもって事実的發展を史実に忠実にあつづけ、同時にこの問題をめぐる諸見解の対立と推移とをとりあげようとするのである。

『一六九六年から一六九九年にいたる貨幣大改鑄』と題される本書の内容構成はつぎのとおりである。

- 第一部 歴史的背景
 - 第一章 十七世紀英^{インフラント}国の経済的条件
 - 第二章 英国貨幣制度
 - 第三章 改鑄前夜の貨幣的条件
- 第二部 改鑄の諸問題
 - 第四章 内包される問題
 - 第五章 平価切下げ問題
 - 第六章 ラウンズとロックとの論争
- 第三部 改鑄
 - 第七章 改鑄法案
 - 第八章 ギニー貨にかんする法案
 - 第九章 国庫証書

書 評

- 第十章 窮状の打解
- 第四部 その帰結
 - 第十一章 改鑄直後の事情
 - 第十二章 一七一七年から一八八年にわたる複本位制の否定
 - 第十三章 金の優越
 - 第五部 結論
 - 第十四章 歴史の皮肉
- 付録

著者は、貨幣改鑄の中心が、本位貨幣としての銀の平価切下げにあったとし、平価切下げのために生じる諸影響を通して、この時期の経済的条件を把握しようとする。それは、就中、商品価格の運動、外国貿易、財政、金融、とくに貨幣信用という四つの分野においてである。ただし、これらに於て、改鑄の影響は最も顕著に現出しているからである。とくに価格の運動においては、貨幣状態が何らかの形で影響を及ぼしていると考えられているが、この時代は一般的には、価格は下落の傾向にあったし、銀貨に代表される通貨の不足はトレイドを圧迫し、価格をも圧迫していた。銀貨が主要な交換手段であったこの時代には、いかに金貨が豊富であっても、事態を改善するにはほとんど役に立たなかった。さらに利子率の高いことは、そのひき下げへの努力を生み、諸「銀行」設立計画が提案された。しかし、対仏戦争がはじまるとともに、事態は逆に貴金属やギニー貨の価格運動を見ると、一六九五年の終末には騰

貴傾向が示されている。これ以後急激な騰貴が生じた。往々これらの事情は、インフレーションであるといわれているが、実際のところインフレーションとは無関係であった。他方外国貿易は、為替レートが英国に不利となる傾向を強く呈しはじめたので、規制される傾向にあった。財政は、一六九二年の国庫支払い停止以後、苦境にあった。割符の発行のみが、その危機触発をおさえていたが、政府債務は増大する一方で、新たに、ランド・タックス等による税収入にたよらざるをえない状態であった。しかも改鑄は人民をして税支払を躊躇せしめていた。貨幣・信用制度にかんしては、金の増大傾向がみられ、それに加えて、約束手形等による銀行信用が創出されつつあった。(第一章)

この時代の貨幣制度はどうであったか。この時期には、六つの重要な貨幣にかんする立法がなされた。それらは、おおかた、銀鑄貨の価格維持のために、地金をも含めた輸出禁止措置を規定するもの、金・銀鑄貨の鑄造の促進のための規定とからなっている。しかし、この時期においては、輸用の金鑄造が盛んで、アフリカ貿易に資したが、そのために銀鑄貨は圧迫され、トレイドを圧迫する結果となった。外部的には、鑄造価格の市場価格に比しての低さと、造幣局内部での無償の鑄造は、この状況を一層悪くしていた。この傾向は、金鑄貨(ギニー貨)の勢力を一層強めるものであった。このような一般的状态のなかであって、貨幣的条件をさらに悪くしていたものは、英仏戦争であり、それが銀地金を国外に流出せしめ、為替レートを不利にしていた。さらに、銀鑄貨の毀損(damage)が著

しかったことを看過することはできない。この毀損は五〇%以上にもほつていた。これに対しては対策が講じられたが、毀損の利益が多いため、効果はなかった。流通銀量は激減し、市場価格をますます騰貴させる結果となった。(第二章)

以上のような状況のもとで、改鑄は提起された。そこで、第一に、銀鑄貨はひどく毀損しているけれども、それを改修する必要があるかどうか問題とされた。ダブナントは、為替レートや、物価の騰貴が鑄貨を悪しき状態にするものでなく、大陸に駐屯する軍のために国内通貨を送金するからであるとし、オランダで借款をすることによって解決するようあきらかにした。しかし、それにもかかわらず、改鑄は、毀損貨幣の流通が良貨を退蔵せしめること、徴税を困難にすること、金銀地金の価格を法外に高める等の理由で絶対必要であると判断されていた。そのうえ、改鑄自体が次のような若干の問題をかかえていた。まず、新しい貨幣は古い基準によって鑄造されたかどうか、そこに何らかの変更が為されたかどうか、ということ。第二には、毀損貨幣が回収されたとき、トレイドの目的のために市場に十分の貨幣を保持することができかどうか。第三には、改鑄を必要とするに十分な銀地金を獲得しうるかどうか。第四には、改鑄による出費をどうするか、等々であった。とくに、第二の問題に造幣局は、技術的に応ええないため、租税の支払には、重量に同じた毀損貨幣の使用を認め(ロックも賛成)、その差額をうめるために、政府が紙券を発行し(レン、ヒースコート、ウィリアム・ジェームズ等賛成)、造幣局が、新しい貨幣の同量を返済しうるような比率での

毀損貨幣の回収(サー・I・ニュートンの提案)等を考えた。鑄貨を重量に応じて使用するという点については、毀損がはなはだ大きいので新しい貨幣と交換することにはあまり意味がないという反対意見がのべられたし、紙券の発行についても、新しい貨幣の発行とともに流通から引上げられるべきであるとの見解もあった。これに対して、レン(Wren)は、政府証券に利子を付し、その譲渡を認めることを提案した。しかるにこれらの提案は、当時の政府の財政状態からして、信用を獲得することの困難とともに、実現の見通しはすくなくかった。政府が採用した方式というのは、流通銀正貨の急速な減少をさけるために、毀損貨幣を徐々に順を追って回収することを示唆したニュートンの提案のみであった。また、トレイドをさまたげないために、貨幣が必要とされていたので、造幣局は、一オンスにつき六ペンスを支払うことで、地金を集めなければならなかった。また、造幣のための出費をまかなうため、新たな大衆への課税が提案された。

改鑄時には、そのうえ、別の二つの問題が論議された。一つは、ギニー金貨の市場価格の規制、他は、新旧銀鑄貨の輸出を認めるかどうかであった。一オンス三〇シルという高価格のもとにあった金鑄貨は、トレイドを圧迫したので、これに対して、政府の干渉が要求された。銀貨の自由輸出については、法的規制は無効で、逆にその規制が造幣局への銀地金の搬入を妨げており、為替レートを有利にするためにも認めよという見解に対し、銀の喪失を恐れ、現在の信用構造維持のためには、国内流通こそ第一義的たるべきこと等々の理

由で反対意見がだされた。しかもこの意見が多数を占めたが、これこそ、イングリランド銀行の意向に従ったものであった。(第四章)「改鑄の最も重要で論争の問題は、銀本位が変えられたかどうかという問題である。全てが一致する点は、新しい鑄貨の純分の重量は変えられなかったであろうが、問題は新しい鑄貨の呼称価値は古い鑄貨のそれと同じであるかどうかである。すなわち、平価切下げがあったかどうかである。」(八三頁)といわれるように、改鑄は、同一重量は維持しつつも平価を切下げることによって、その目的を達成しようとした。これに対して、呼称価値の騰貴をみると、実質的に平価切下げを認める見解(ラウンズ等による)と、それに反対する見解(ダブナント、ロック、ヘインズ)が対立した。賛成・反対意見ともに、英国の対外収支に及ぼす影響とか、銀の市場価格、トレイド全般に及ぼす影響をめぐって見解が対立していた。いずれにしても、平価切下げ論の基本的見解は、銀の市場価格が造幣価格より長期間高いので、後者をひきあげることによって、改鑄→通貨の供給を増大するという立場から発しているものであった。しかもこの問題は、ラウンズとロックとの間の論争という形で展開されてゆく。

ラウンズは一六九五年九月十二日に An Essay for the Amendment of the Silver Coins を発表して、そこで平価切下げの意義を強調した。しかも彼はその当時までの四〇〇年に及ぶ歴史をたてに、平価切下げの正当性を主張した。その結果、二五%の呼称価値の引上げを提案した。その理由とされたものは、銀の市場価格の上昇にに応じて、呼称価値も引上げ、溶解を防止して造幣局への搬入を容易

にしようとするものであった。戦争による銀の必要は、呼称価値の引上げを無効にするとした反対意見にも、問題は、各国が金・銀両貨の価値をいかに操作しているかにあるとして反論した。彼の見解は、市場価格に照応して呼称価値をさだめることを基本とし、また、一般的高物価との関連については、その原因に銀価格の騰貴をあげることはしなかった。

ラウソンの見解に対して、ロッキは——主として、Some Consideration of the Consequences of the Lowering of Interest and Raising the Value of Money (1691) において——反論した。ロッキの反対論の主要な点は、政府が、他国との戦争のさ中に、呼称価値を引上げるということは、ふさわしくないとするものであった。彼の主張の根拠は、貨幣の「商品理論」と、铸貨の内容的価値の重視であった。(第五、六章)

このように、多くの論議を呼び、問題を含みながら、改铸は実施されてゆくのであるが、銀の造幣局への搬入はいっこうにはかどらず、新しい貨幣は、市場条件の改善されぬまま、退蔵されてゆくという状態であった。しかも、さきにとのべた、改铸のための費用は、多大な額にのぼった。そのうえ、一方ではギニー貨の高価格、他方では国庫証書流通(引受)の不振等の要因がかさなり、改铸の当初の目標は容易には実現し難いものとなっていた。一六九六年の一月十七日に、政府は Act for Remedying the Ill State of the Coin of the Kingdom を通過させ、改铸を開始したにもかかわらず、造幣局に銀铸貨・地金が搬入されない事情に、改铸のために生じた貨幣不

足——本来改铸が貨幣不足の原因ではないが——や、国庫への支払の遅滞を改めるべく、諸支払の期限を延長することによって対処した。これについて、ギニー貨対策が登場した。とくに輸入と铸造を禁止し、為替レートを有利に保つことに政府は腐心し、三〇シリング(一オンス当り)から二一シリング六ペンスまでその価格をひきさげることとを強制した。作成者中にロッキを含む一六九八年九月二日の報告書は、二一シリングにさげ、金と銀との比価を二対一五・五にすることを求めた。他方国庫証書(Bill of Exchange)は、対仏戦遂行のために戦費の調達手段として発行された(一六九六年)。そして一六九七年四月以降、額面通り流通するようになった。この発行の成功した理由は、正規の契約が交され、政府への支払いに充当して、一覽払であったこと。また、当時、トレイドの需要を充たすために諸種の紙券が支払手段として流通していたことなどによった。のちに証書は法貨となったが、国庫への信用は不十分であったために発行総額は一、五〇〇、〇〇〇ポンドに制限されていた。(のちに、一、二〇〇、〇〇〇ポンドが追加発行された。国庫証書は日分三ペンスの利子を生み、一覽払、譲渡可能等の条件をそなえ、裏書によって流通した。しかるに、国庫証書は、政府への支払いにおいてはともかく、当時市場ではそれを法貨とはみとめていなかった。国庫証書の契約破棄はかなりの額に達していた。(第七、八、九章)

対仏戦争と改铸とが密接に結びつき、改铸のための出費は戦争をはやく終結させる結果ともなった。しかし改铸は、造幣局の技術的な不完全さなどによって捗らず、しかも、改铸された铸貨はすぐに

退蔵されてしまった。状態は一六九六年五月以後最悪で、National Land Bank の計画の失敗(成功のあかつきには二、五六四、〇〇〇ポンドが調達しえたのだが)をも併せて、政府は財政的危機にたち到了った。政府はイングランド銀行からの借款を仰いだ。一六九六年十月には、イングランド銀行が(1)貨幣の種類を増大と铸造の促進、(2)基金の改善、(3)割引率の再検討などを決議した。改铸はこの線に沿って進んだ。一六九七年末には、九〇%の改铸がなされた。(第十章)

約七、〇〇〇、〇〇〇ポンドが改铸されたが、改铸以後も銀の市場価格はいぜんとして高く、二ペンスから七ペンスも高値がついた。そこにさらに外国から金铸貨が流入した。ニュートンをして、委員会への報告中で、ピストル貨(スペインの金貨)の高価格をなげかせ

る程であった。改铸後、十八世紀の始めの二十年間に、ニュートンによって二つの報告がなされた——それらは、ラウソンによって議会に提出された——。一つは、ヨーロッパにおける金・銀铸貨の価格と、比価を調査し、英国のギニー貨は引下げなければならないということを主張したものであり、他は、銀の造幣局へもたらされる量が益々減少し、金铸貨の価値が騰貴しているというものであった。これに忠じて金貨を二一シリングにするという王の布告(二七二七・二二・二二)が出された。それは、英国が復本位をとることをあきらかにしたようであった。しかし実際には、二一シリングという限界が定められただけであり、本位貨は依然として銀であった。銀本位であった。そのこと

は、一七一八年十一月に、コンデューイやカンティヨンによって、銀本位の平価切下げが問題とされていることによってもあきらかになる。こうした論議にも拘らず、英国における金铸貨の優越はさげがたいものであった。一七七四年には、銀貨は、補助貨幣にすぎなかつた。この年の金铸貨の改铸は、この事態を決定的なものとし、金本位を確立せしめた。(第十一章・十三章)

最後の章は、本書全体の結論に当てられている。著者は、まず、改铸の必然的な直接的要因として、貨幣状態の悪化(銀貨の五〇%以上の毀損、高価格)と銀本位の維持とをあげている。そのうえ、十八世紀にいたって銀本位維持の努力が逆に金本位を生み出すという皮肉を含んだものとして眺めている。著者によれば、改铸の内容である平価の切下げは、一六六〇年以後の物価の下落傾向に終止符をうち、当時フランスから多くの報復を招いた制限的な関税政策の代用とするために必要であったし(二七七―八頁)、さらに外国との競争で最大の工業——羊毛工業——が不況であったので、為替レートをひきさげて、状況を改善する必要からであった。あるいは戦争がこの条件にふさわしいものであった。しかし著者は実際には、この対策——平価切下げ——はそうした経済的条件の変動で、直ちにその程度が表現されるというものではなかった、としている。

「十七世紀の後半、英国における銀铸貨の悪化はエネルギーな多くの小冊子発刊を生ぜしめた。」といわれるほど、改铸をめぐる

はすでにみたように多くの論客が登場し、各々がこの問題を英国の窮状と密接不可分のものという認識において取扱った。本書においては、ロックとラウンズの論争が、この改鑄問題をめぐる主要な論争としてとりあげられているが、著者が「発見」として序文にもあきらかにするように、改鑄問題に意外に大きな役割を果たしたのは、サー・アイザック・ニュートンであった。ニュートンは、議会の委員会の委託にもとづいて、英国及び、ヨーロッパ大陸における金・銀両貨の状態を調査し、それを報告した。⁽⁷⁾改鑄の進行中ないし、その後の継続する貨幣状態のなかで、政府を動かし、改鑄の成果を高めるべく努力した、ウィリアム・ラウンズの活躍の背後には、ニュートンの「調査報告」があったと言ってもよいであろう。しかもこのことは、改鑄を、平価切下げ、呼称価値をひきあげるという線で行うべく意図したラウンズの見解の実証的根拠を示すものとして重要である。ロックにしる、ラウンズにしる、貨幣の改革の必要は、一方では紙券信用利用の増大が、十七世紀固有の問題である貨幣不足に対する方策をうち出していた時、やはり、貨幣主義・金属主義的色彩の強い議論であった。要するに、「輕鑄論者は貨幣の海外流出を防止して正貨収支のバランスを是正するためには名目価値を市場価格に合致させる呼称のひきあげがもっとも合理的だと考えたのであり、そのかぎりでは輕鑄論者もまた一種の重量主義者であって、そのことと信用論とは直接には無関係だからである」ということになるであろう。

さらになれわれが注目しなければならないことは、一七七四年の

改鑄以後、十九世紀——リカードの「地金の高価格」をもって新たに地金問題が論議される——まで、改鑄が包含した問題は何ら解決しなかったということを書きあきらかにしている点である。重量主義の貨幣問題は、貨幣の不足をトレイドの立場からいかに解決するかにあったが、それに対しては、いわゆる紙券信用の立場と、金属主義的立場が対立していた。十八世紀に入ってから金本位の成立は、この相反する二つの流れを結び合せ、統一的貨幣・信用体系の確立に寄与したかに思われたが、地金の流出に高価格という問題を根本的に解消するものではなかった。このことは、貨幣・信用論にかんするかぎりでは、重商主義の時代と古典学派との間に共通な多くの問題を残しており、問題は継続的であることをのたるであろう。本書はこれまでみたように、金融史及び経済思想史に多大の影響を与えた改鑄の研究として、最もまとまりのあるものである。この時代の貨幣問題の全体は、ホースフィールド氏によってあきらかにされているが、改鑄問題の貨幣的実験としての個別研究は本書によつて開かれたといつてもよいであろう。実際、本書は著者の学位論文として提出され公刊される以前に利用されていた。従来の金融史が、イングランド銀行史を中心として展開されていたことを考えると、ホースフィールド、杉山両氏の研究と並んで、金融史研究の一方を示すものとして注目されなくてはならない。なお、リー氏は一九一四年中国に生れ、ロンドン大学に学び、現在はシンガポールにて、銀行総裁の地位にある。

注(一) 杉山忠平『イギリス信用思想史研究』未来社、一九六三年参照。

- (2) A. E. Feavey: *The Pound Sterling, 1931*, pp. 103-137.
- (3) Sir J. Clapham: *The Bank of England, A History*, 1958. (First published 1944) Vol. 1, p. 45.
- (4) cf. J. K. Horsfield: *Inflation and Deflation in 1694-1696*, in *Economica*, Vol. XXIII, No. 91, 1956.
- (5) リー氏は、改鑄の実施についてイングランド銀行の示唆を重要視されているが、サー・クラップムは、イングランド銀行とは無関係であったし、ただ改鑄が早く進むことを希望していたとのべている。(Sir J. Clapham: *The Bank of England, A History*, Vol. 1, p. 131) なお、リチャーズは、元来十七世紀後半の通貨改革に、のちのイングランド銀行の主脳が関係していたことをあきらかにして

を (R.D. Richards: *The Early History of Banking in England*, 1929, pp. 140-141.)

(6) J. K. Horsfield: *British Monetary Experiments 1650-1710*, London, 1960, p. 23.

(7) ニュートンの報告については、本書付録Ⅲの Isaac Newton concerning the Amendment of English Coins in Goldsmiths' Library MS 62. から転載されている。その後改鑄問題とニュートンとの関係については Sir J. Craig, *The Mint, 1953* があきらかにしている。(8) 杉山氏、前掲書、四五頁。

——一九六四・三・二二——